

民間企業の方向け利用申請マニュアル

1. 利用可能設備の確認

本ネットワークに登録された機器については、大学連携研究設備ネットワーク予約・課金システム利用規約第18条及び私立大学等への機器開放マニュアルに基づき、機器を所有する大学等の判断により、民間企業様にもご利用いただけるようになっています。利用したい機器が貴社に開放されているかどうか、WEBサイトの設備リスト（利用可能研究設備一覧）をご覧ください。設備管理者宛にメールでお問い合わせいただくかでご確認ください。

※ 利用料等の詳細については、各設備管理者にお問い合わせください。

2. 利用登録

利用希望者は、事務担当者（窓口）を通して、「大学連携研究設備ネットワーク利用申請書（企業用）」を下記担当者宛てに提出して下さい。（e-mail／原本は郵送）

（担当者）

自然科学研究機構 分子科学研究所

大学連携研究設備ネットワーク事務室

〒444-8585

愛知県岡崎市明大寺町字西郷中 38 番地

電話番号：0564-55-7490

e-mail：eqnet-office@ims.ac.jp

3. 同組織内における複数利用者の登録

利用登録された利用者と同企業組織内で、大学連携研究設備ネットワークの利用を希望される方がいらっしゃる場合は、登録完了の通知を受けた後、追加で新規利用者登録を行ってください。

※ 追加の新規利用者登録に関しては、利用登録組織の事務担当者等（窓口）が責任をもって管理してください。

4. 利用料の請求

利用料については、機器を所有する大学から請求されますが、各大学により請求方法（前払方式、後払方式）が異なりますので、事前に請求方式、利用料金等を各設備管理者にお問い合わせください。

5. その他

（利用に当たっての遵守事項）

予約・課金システムを利用するにあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守してくだ

さい。

- 一 予約・課金システム以外の目的で利用してはならない。
- 二 予約・課金システムの利用により知り得た情報（自己の研究に係る分析データ等を除く。）を第三者に開示もしくは漏洩してはならない。
- 三 予約・課金システムの運用に支障を及ぼす利用を行ってはならない。
- 四 利用に伴う支払債務は適切に履行しなければならない。
- 五 本規約及び協議会が定める事項。（利用の取り消し）
- 六 大学連携研究設備ネットワーク個人情報保護方針（初回ログイン時に表示されます）への同意。

上記遵守事項に違反したと認められる企業に対しては、その利用の承認を取り消すことがあります。

（利用機関等における紛争等）

予約・課金システムの利用に関し、企業と利用機関間又は第三者との間に紛争が生じても、協議会はその責を負いません。

（届出）

次の各号に掲げる事項に該当する事由が生じた場合は、「大学連携研究設備ネットワーク利用申請書（企業用）」により速やかに届け出てください。

- 一 予約・課金システムの利用を中止するとき。
- 二 申請書の記載事項に変更が生じたとき。